

第5回生物多様性国家戦略見直しに関する懇談会

第3次生物多様性国家戦略に向けての視点

－生物種の保全のため、生息地の保全と事故や疾病の脅威に対応できる体制作りを

(財) 日本野鳥の会自然保護室
室長 古南幸弘

1. 鳥類の種への脅威

・アジア版鳥類レッドデータブック（2001）における鳥類への脅威の状況

－脅威の大きさの順に、1 生息地の喪失と悪化 2 開発行為 3 狩猟・商取引

－生息地の保全が急がれる

・環境省レッドリスト（2006）：早急な危機要因の分析が必要

－2006年版では鳥類の絶滅危惧種は差し引き3種増だが危機ランクが上がった種は26種に及ぶ（準を入れると31種）

島の鳥 11種（南西諸島 5種）

草地・林縁の鳥 12種（主に里山環境）

固有種・亜種 11種

夏鳥 12種

－今後、減少要因の分析が必要

－個体数の推定が必要

2. 主要な生物の生息地目録の必要性

・鳥類－生息要求の広い生物

・指標性

・フライウェイ

・事例：IBA目録

レッドデータブック種、固有種、多くの鳥の集中する場所を基準に選定。

－ヨーロッパでは野生生物保護のための国際条約（ベルン条約）において「特別保護区」を指定する際に、このIBAリストを元にして指定

→IBA基準生息地のリストが、鳥類の生息するその生態系すべてを保全するのに良い指標となっているため

・生物多様性の保全のためには、その重要性を反映した数値基準に基づいて、重要な場所のリストを作成し、法的指定を進めていくことが必要

- －湿地ではラムサール条約のクライテリアが存在
- －湿地以外の野鳥の生息環境（森林・草原・島嶼・崖地など）の重要度を示す基準として「IBA 基準」

3. 生息地以外の脅威

- 法令で今のところ対応できていない分野

- ・事故

- 例 風力発電施設への衝突

- －現在のところ偶発的なものとして処理されているが、絶滅危惧種の脅威としては重視すべき。

- －希少海鳥類の混獲への対応なども。

- －発電事業や農林水産業との調整が必要だが、種の保存を優先すべき。

- ・野生生物の疾病

- 例 鹿児島県のナベヅル・マナヅル渡来地の集中化による絶滅リスクの上昇

- －絶滅危惧種の集中化による絶滅リスクの上昇

- (ナベヅル、マナヅル、クロツラヘラサギなど)

- －人と野生動物の共通の感染症の予防

- 省庁横断的な野生動物の大量死の監視システムが必要。